

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第29回）議事概要

1 日時

平成29年10月3日（火）午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，内田伸子，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），竹之内明，永井敏雄，中原亮一，榎井成夫

（オブザーバー）

大野勝則（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

今崎幸彦事務総長，平木正洋刑事局長

4 進行

(1) 永井委員及び中原委員並びに大野オブザーバーあいさつ

懇談会の開催に当たり，新たに参加することとなった永井委員及び中原委員並びに大野オブザーバーから，あいさつがあった。

(2) 裁判員裁判の実施状況等について

平木刑事局長から，資料2に基づき，平成21年5月21日から平成29年7月末までの裁判員裁判の実施状況についての説明が，資料3に基づき，平成28年度の裁判員等経験者のアンケート結果についての説明が，資料4に基づき，平成28年度の裁判員制度の運用に関する意識調査の結果についての説明がそれぞれあった。

(3) 裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下の原因分析業務等について

ア 裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下の原因分析の結果について

平木刑事局長から，平成29年3月付け「裁判員候補者の辞退率上昇・出

席率低下の原因分析業務報告書」に基づき、裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下の原因分析の結果についての説明があった。

(今田委員)

選任手続期日に出席した裁判員候補者の職業別・年代別・性別の構成割合が、国勢調査における構成割合と比べて大きく異なっていなかったとのことであるが、非正規雇用者の増加や高齢化の進展等が辞退率上昇等に寄与している可能性があるのであれば、裁判員候補者の構成割合と国勢調査における構成割合との間に大きな違いが出なかったことの原因を考える必要がある。例えば、一つの説明としては、様々な要因のうち、出席率等との関係でプラスに働く要因とマイナスに働く要因が相殺し合って、結果的に両者の構成割合に大きな違いが出なかったということも考えられる。

次に、実際に調査を行っている身として感じることは、最近、調査を行いにくい社会情勢になっているということである。国民のライフスタイルの変化により、一定の地域に何年か継続して住むという生活パターンではない人が増えてきており、調査対象をキャッチしにくい状況にある上、キャッチできたとしても、調査の協力を得られない人も増えてきており、これが最大の問題となっている。今回の辞退率上昇・出席率低下の関係でも、同じことが言えるのではないか。そのような意味では、後に紹介のある呼出状の再送達等を行うことは重要である。

イ 米国への調査出張について

平木刑事局長から、資料5に基づき、米国への調査出張の概要について、次のとおりの説明があった。

- 本年5月、ワシントンDCを含む複数の都市の連邦裁判所・州裁判所等を訪問し、陪審員選任手続の実情及び運用上の工夫について調査を行った。
- 米国における陪審員選任手続は、陪審員の職務が任期制でなく、個別の事件限りである点などにおいて、我が国の裁判員等選任手続に類似してい

るが、他方、①我が国においては、特定の事件について裁判員候補者の呼出しを行い、呼出状に審理期間が明記されているのに対し、米国においては、通常、事件を特定せずに陪審員候補者の呼出しを行い、呼出状には選任手続期日しか記載がされておらず、具体的な審理期間は選任手続期日当日にならないと分からないため、審理期間の長短が選任手続への参加可能性・参加意欲の有無に結びつかない点が異なる。また、②辞退については、米国と我が国では辞退事由が異なる上、米国では、仕事の予定等の一時的な参加障害事由については、基本的に、候補者の希望に基づいて出席する選任手続期日を別の選任手続期日に変更するという、いわゆる延期制度で対処されており、辞退が認められる者は、年間を通じて参加できない事情がある場合などに限られている。

- もっとも、米国の多くの裁判所でも、我が国と同様に、より多くの国民の参加が得られるように運用上の工夫を行う必要があるという認識を持っていた。

米国において、選任手続期日に出頭しなかった者が、その理由として述べるものとしては、裁判所や陪審員制度に反感をもっているといったものは多くなく、①期日を忘れてしまっていたこと、②仕事・家庭等の予定、③貧困等の経済的な理由、④手続に対する知識不足、⑤呼出状を受け取っていないことといったものが多いとのことであった。

- このような実情も踏まえ、米国において、出席率を高めるために最も有効かつ効率的であると考えられている運用上の工夫は、質問書の未返送者に対する督促状の送付や選任手続期日への欠席者に対する再度の呼出状の送付であった。そのほかにも、同様の趣旨から、選任手続期日直前の時期に、手紙を郵送するなどの方法で期日のリマインドを行っている裁判所もあった。

また、国民一般に対しては、裁判官が地域の会社や学校に赴き、陪審制度

の重要性等について説明したり、日頃の制度への協力に感謝したりするなどの広報活動を行っている例があるとのことであった。

以上のほか、一部の裁判所においては、選任手続期日に出頭しなかった候補者を呼び出し、裁判官が選任手続期日に出頭しなかった理由を聴取し、別の選任手続期日への出頭を確約させたり、場合によっては罰金を科したりする手続が実施されていたが、このような手続を実施することについては、出席率の向上に資するとの意見がある一方で、①費用対効果が低い、②陪審制度に対して反感をもたれる可能性があるなど、消極的な意見も多く聞かれるとのことであった。

また、失業率や平均給与額等の雇用情勢の変化については、辞退率を変化させる原因として指摘されていたが、裁判所が雇用情勢についてできることは限られていると指摘されていた。

(4) 実施済みの運用上の工夫（呼出状の再送達等）について

平木刑事局長から、辞退率上昇・出席率低下の改善策として、実施済みの運用上の工夫について、次のとおりの説明があった。

- 裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下の原因分析によれば、呼出状が不在を理由に不送達になった場合の再送達や、事前質問票が期限までに返送されなかった場合の書面での返送依頼を行っている庁においては、裁判員候補者の出席率が高い傾向にあり、これらの運用上の工夫が出席率を高めるための方策として一定の効果を有する可能性が高いことが明らかになった。また、米国における調査においても、質問書の未返送者に対する督促状の送付や、選任手続期日への欠席者に対する再度の呼出状の送付といった運用上の工夫が、出席率を高める上で実効性のあるものとして実施されていることがわかった。
- そこで、本年7月、最高裁から全国の裁判所に対して事務連絡を発出し、各庁において、呼出状の再送達及び事前質問票の返送依頼を原則としてすべ

ての裁判員裁判で行うことを検討するよう求めたところであり、検討・準備が整った庁から呼出状の再送達等を開始している。

(5) 審理予定日数の増加傾向について

平木刑事局長から、審理予定日数の増加傾向に関する現状や問題意識等について、次のとおりの説明があった。

- 審理予定日数の増加傾向については、裁判員の負担を考慮して1日の開廷時間を短めにしていることや、充実した評議を尽くすため評議時間を長くしていることが背景となっており、一定の合理性や必要性が認められ、やむを得ない面があると考えられる。もっとも、裁判員制度を運用していく上では、裁判員の負担を軽減するためのゆとりのある審理期間という観点だけではなく、多くの裁判員候補者が参加しやすいコンパクトな審理期間という観点もまた重要な要素であり、審理計画を組む際には、これら2つの要請のバランスを適切に取ることが必要であると考えられる。
- そこでまず、開廷時間と評議時間の現状について説明すると、平成22年から平成28年まで、平均開廷時間については、約593分から約662分の間で推移しており、概ね横ばい傾向にあるといえる一方で、平均評議時間については、平成22年には約504分であったものが、年々上昇し、平成28年には約731分にまで延びている。また、裁判員候補者や裁判員経験者がどのような審理期間を望んでいるのか、具体的には、審理日程の組み方について、一日のスケジュールを密度が濃いものにする、つまり、日数を少なくする方が良いのか、それとも、一日のスケジュールをゆとりあるものにする、つまり、日数が多くなる方が良いのかなどを調査した。その結果によれば、裁判員候補者においては、57.8%が「日数を少なくする方がよい」と回答し、逆に「日数が多い方がよい」と回答したのは13.8%にとどまり、「どちらでも参加しやすさは変わらない」と回答したのは28.5%であった。また、裁判員・補充裁判員を実際に経験された方についても、51.3%が「日

数を少なくする方がよい」と回答し、逆に「日数が多い方がよい」と回答したのは20.2%にとどまり、「どちらでも参加しやすさは変わらない」と回答したのは28.5%であった。なお、併せて、裁判員・補充裁判員を経験された方に、実際に参加した事件の日程の組み方について尋ねたところ、83.4%が「適切だった」と回答したほか、11.1%が「もっと密度を濃く（日数を少なく）すべきだった」と回答し、5.4%が「もっとゆとりをもたせる（日数を多く）すべきだった」と回答した。

- このような客観的なデータ等も参考としながら、審理計画を組む際に、多くの裁判員候補者が参加しやすいコンパクトな審理期間という要請と、裁判員の負担を軽減するためのゆとりのある審理期間という要請とのバランスをどのようにとるべきなのか、現状の審理・評議の内容や日程ははたして適切なのかなどといった点について、裁判官同士で改めて議論を深めていく必要があると考えている。

（酒巻委員）

裁判官においては、審理計画を組む際に、実際に参加される裁判員等のことを考えて、比較的ゆとりのある時間設定にしているようであるが、一方で、先ほどの調査結果によれば、裁判員等の経験者でさえも、一般論としては約50%がもっと密度の濃い審理の方が良いと回答している。このような結果を踏まえれば、一般化することはできないものの、もしかすると、裁判官においては、裁判員がゆとりのある審理の方を望んでいるという思い込みがあるのかもしれない。裁判官は、ポイントを絞り、評議時間をコンパクトなものにすることもできるのであり、仮にそのようにすれば、参加できる人が増えるかもしれないということも考えた方がよい。

（竹之内委員）

裁判員にとっては日数が少ない方がよいはずであるのに、実際に裁判員や補充裁判員を経験された方については、83%が参加した事件の日程の組み方に

ついて適切だったと思っているのだから、これまでの扱いを変更する必要はないと思う。

(平木刑事局長)

裁判員経験者の多くは、一度しか裁判員裁判の経験がない方ばかりであるため、他に比較する対象がない上、十分議論したという達成感もあるので、このような回答になっている可能性があり、果たしてこれを額面通り受け止めて良いのかは慎重に考える必要がある。裁判官は、そのような声を聞いているので、計画した審理スケジュールで問題なかったとか、評議に時間をかけて良かったなどと思ってしまいがちであるが、本当にそのようなことで良いのかという問題意識がある。

(永井委員)

評議の時間枠の取り方というのは、事前に計画を立てて予測的に設定するため、実際の評議時間との間にずれが生じる場合がある。裁判官として一番懸念しているのは、評議の時間が足りなくなって不完全燃焼で評決せざるを得ない状況に陥ることであるから、評議にゆとりを持たせたいという意識がベースにあるのではないかと思う。そこで、評議の時間が足りなくなるなどしたことがあるか、大野オブザーバーの経験を教えていただきたい。

(大野オブザーバー)

評議の時間が足りなくなったという経験はあまりないが、他方で、評議のためにとっていた時間が余るといった経験は何度かある。どの程度評議に時間がかかるかということは、裁判員からどれだけ積極的に発言していただけるのかといった点にかかっており、裁判員が積極的に発言される場合には、予定よりも早く評議が進んで行くこともあるが、逆の場合には、考えていたよりも評議が進まないこともある。この辺りの予測が難しいため、自分の経験から、評議には最大この程度の時間がかかりそうだと考え、多めに評議時間を設定しがちになることがある。

(梶井委員)

裁判員等の経験者のうち、参加した事件の日程の組み方について、もっと密度を濃くすべきであったと回答しているのは11%にとどまっている。この値がもう少し大きくなれば別であるが、現状のままでも問題があるのか。

(酒巻委員)

裁判員経験者は、初めて経験される方ばかりで比較の対象がないのに、1割の方が、参加した事件の日程の組み方について、もっとコンパクトにすべきだったと考えていることは重要である。このことからすれば、少し審理・評議にゆとりを持たせすぎているのではないかという見方ができる。コンパクトな審理計画でなかったために、参加できなかった候補者のことも考える必要がある。

(内田委員)

コンパクトな審理計画でなかったために、参加できなかった候補者のことも考える必要があるという指摘は重要である。

(中原委員)

私が、これまでに裁判員経験者のアンケートを見て受けた印象としては、裁判所の審理の進め方について批判的なものはあまり見られない。そのような中で、11%の方が、コンパクトな審理にすべきであったという感想を述べているというのは、相応に大きい数字だと思われる。

(永井委員)

難しい問題ではあるが、ゆとりのある審理をするということと、コンパクトな審理をするということは、反対方向のベクトルで、二律背反という側面がある。裁判において結論を出していくに当たっては、両方の要請に目配りしながら、ほどよいバランスを求めていく必要がある。審理の促進を重視すれば、審理期間は短くなるが、審理がずさんだという批判が出たりする。そこで、審理の充実を目指す、今度は審理期間が延びてしまう。一定のサイクルで、これ

らの状況が繰り返されているのであるが、先ほど話したとおり、2つの要素のバランスを考えながら工夫をしていくことが大事で、あまり片方に寄りすぎると弊害が生じ得る。最近、ゆとりを持たせるという方向に重点が置かれすぎている疑いがあるというのであれば、コンパクトな審理という要素も意識して、短い期間でも充実した審理や評議ができるように検討することになるのだろう。

(椎橋座長)

先ほどから話しに出ているように、ゆとりのある審理期間という要素と、多くの裁判員候補者が参加しやすいコンパクトな審理期間という要素のバランスを取ることが重要である。裁判員が納得のいく評議を目指しながら、その中でも、より多くの人に参加できるように、コンパクトな評議を目指した努力もする必要がある。

(大野オブザーバー)

現場の裁判官においても、これまでは少しゆとりの方に針が振れていたけれども、評議時間が徐々に長くなってきていることを踏まえて、現在は、もう少しコンパクトな審理にしなければならないのではないかという問題意識を有しており、その点も考慮して審理計画を組もうとしている。

(6) 雇用情勢の変化について

平木刑事局長から、雇用情勢の変化に対する改善策等として、次のとおりの説明があった。

○ 雇用情勢の変化は、社会情勢の変化に伴うものであり、これ自体は如何ともしがたいところであるが、裁判所としては、これまでも、裁判官が企業等に赴いて、裁判員経験者に同席していただくなどして、裁判員裁判の実情や改善に向けた取組、裁判員経験者の声などを伝える出前講義を実施しており、このような取組を今後も推進することにより、経営者の理解を得たり、従業員の不安を解消したりするよう、努めていきたいと考えている。また、出前講義を実施するに当たっては、例えば、非正規雇用者が正規雇用者よりも参加

しにくい状況にあるのか、あるのであればその原因・あい路としてどのような事情があるのかなどについて、経営者や従業員から実情をうかがって参考としていくことも必要であると考えている。

- さらに、事務局においては、呼出状を受け取った裁判員候補者が裁判員裁判への出席について職場に相談しやすい環境を整えるため、裁判員候補者が勤務先に提出することを想定した事業主向けの協力依頼書面のようなものを呼出状に同封することができないか、といった点についても検討をしている。

(今田委員)

事業主向けの協力依頼書面については、是非取組を進めて欲しい。裁判員候補者は、裁判員裁判に参加したくても、口頭では中々事業主等に伝え難いし、事業主においても、制度が定着するにつれ、だんだん問題意識が薄れてくるので、そのような取組は効果があると思われる。

(7) 高齢化の進展について

平木刑事局長から、高齢化の進展に対する対処方針等として、次のとおりの説明があった。

- 辞退率上昇・出席率低下の分析業務報告書によれば、高齢化の進展が辞退率上昇に寄与している可能性が高いとされているが、70歳以上であることを辞退事由とした法の趣旨を踏まえると、70歳以上の候補者の方に参加を促すことは相当ではないと考えられる。

(榎井委員)

高齢化の進展の中で、候補者本人の辞退が多くなってきているだけでなく、候補者自身が高齢でなくても、家族に高齢者がおり、その介護のために辞退することも進んでいるのではないか。このように、高齢化の問題は、二重の意味で辞退率等の問題に影響していると思われる。

(竹之内委員)

高齢者の中には社会的貢献を望んでいる者も多く、裁判員裁判にとって重要

な資源という考え方もできる。

(内田委員)

しかし、社会貢献を望んでいる高齢者は、通常辞退せずに裁判員裁判に参加されている。裁判員裁判に参加できるかどうかは個人差が大きく、辞退されるのは、健康上の理由等やむを得ない場合も多いと思われるから、高齢化の進展について改善策を講じることは相当ではないように思う。

(椎橋座長)

70歳以上の候補者に対して、裁判員裁判に参加するよう働きかけるのは相当ではないのではないかと。今までのやり方を変える必要はないと思う。

(8) 裁判員裁判に対する国民の関心の低下について

平木刑事局長から、国民の関心の低下に対する改善策等として、次のとおりの説明があった。

- 裁判員制度の運用に関する意識調査では、関心の低下はうかがえるものの、裁判員裁判への参加意欲に目立った変化はないとの結果になっているので、裁判員裁判に対する国民の関心の低下については、これが辞退率上昇等に寄与しているかどうかということ自体、評価が分かれるところであるが、この点はおくとしても、制度が社会に定着し当たり前の制度になっていくにしたがって、関心が低下していくのはむしろ自然なことともいえるのであり、そのような観点からは、例えば制度施行時のような大規模な広報を行って一時的に関心を高めるのはあまり有益でないのではないかと考えている。
- もっとも、裁判員裁判に対する国民の関心がどこまでも低下していいというわけではないので、出前講義等を着実に行っていき、裁判員裁判の実情や裁判員経験者の声等を継続的に社会に広めていくのが相当ではないかと考えている。

(椎橋座長)

裁判員裁判に関する広報は、裁判所だけではなく、検察庁や弁護士会におい

でも行われていると思われるので、参考として、それぞれの実情についても紹介していただきたい。

(中原委員)

裁判員裁判開始当初は裁判員制度に焦点を絞った広報を行っていたが、今はそのようなやり方はしていない。これまでの経緯を説明すると、平成10年台半ばくらいから、大学に赴いて出前講義を行うなど、検察庁という役所について知ってもらうための広報を行うようになった。そのような広報を続ける中で、平成23年頃には、新しい学習指導要領において法教育を充実させるということになり、法務・検察においても、法教育を行う教員の支援として、各地方検察庁において、例えば、中学・高等学校を中心に、教員に対して、二日くらいかけて、少年法の扱いや、裁判員制度等の説明を、傍聴と組み合わせて行うといった取組をしている。それ以外にも、小中学校等に出向いて出前講義を行うなどしており、その際には必ず裁判員制度について説明している。なお、最近の試みとして、法務省が吉本興業と連携して、裁判員制度を含む身近な制度について紹介してもらう動画を作成するなどの取組も行っている。法教育は未来の裁判員候補者に向けた中長期的な取組であり、実施する価値は非常にあると考えている。

(竹之内委員)

まず、日弁連の取組について説明すると、裁判員制度の施行前においては、裁判員裁判のDVDや漫画を作成するなどして広報活動を行い、制度施行後は、その漫画等の一部を引用してパンフレットを作ったり、日弁連のホームページで裁判員制度に関する情報を発信したり、最高裁や法務省等の関係機関のリンクを張るなどしている。次に、東京弁護士会の取組としては、法教育に力を入れており、専用のホームページを作成し、裁判員制度に関する講師の派遣や、法教育の依頼を受け付けている。それらの対象としては、中学高校のほか、地方公共団体、一般企業等となっており、体験型のもので、まずは1時間程度D

V Dを見てもらい、その上で評議を体験してもらった後で、レクチャーをするというのが基本的となっており、昨年は25件実施している。なお、今回は、東京弁護士会の取組を取り上げたが、法教育については各会において積極的に実施している。最後に、大阪弁護士会では新しい取組を実施しており、大阪弁護士会のホームページにアクセスすれば、裁判員制度のことがわかる無料のゲームが用意されている。

(永井委員)

実際に裁判員を経験した人の感想を伝えることは、広報の関係で非常に重要と考える。特に、資料3の図表9を見ると、非常によい経験と感じたと回答している人と良い経験と感じたと回答している人を合わせれば、95%以上になっており、かなりインパクトのある数字であると思われる。裁判員等の経験者の中には広報に向いている人もいるので、そのような経験者の協力を得て、出前講義等に赴く際に同行してもらい、体験談を語ってもらうことができれば、一層効果的だと思われる。

(竹之内委員)

私も同意見である。裁判員裁判に参加する前と参加した後で、どれだけ意識が変わったかということが、国民全体に広がることが一番の広報だと考えている。その関係で、守秘義務の点は大きいと思っており、何を話してはいけなく、何を話してもよいのか、経験者が迷わないですむような対応が必要と考えている。

(平木刑事局長)

出前講義の際には、できる限り、経験者にも同席してもらい、経験を語ってもらうことが望ましいと考えている。また、守秘義務については、その範囲をできる限り分かりやすく説明するように努めているところであり、各裁判体において、何を話して良くて、何を話してはいけないうか明確に理解できるよう工夫の上で具体的に説明している。

(9) 名簿規模の縮小に伴う年間名簿使用率の上昇について

平木刑事局長から、名簿規模の縮小に伴う年間名簿使用率の上昇に対する対処方針等として、次のとおりの説明があった。

○ 辞退率上昇・出席率低下についての分析業務報告書によれば、名簿規模の縮小に伴う年間名簿使用率の上昇が、辞退率上昇・出席率低下に寄与している可能性が高いとされている。

○ もっとも、名簿規模が縮小している理由としては、裁判員裁判の実績が蓄積されて必要数の予測の精度が上がったことや、候補者名簿に記載されること自体に負担を感じるとの国民の声に配慮したことが挙げられるところ、このような理由には必要性や合理性が認められる上、名簿規模の縮小に伴う辞退率の上昇等は技術的な現象にすぎないともいえる。

○ そのため、事務局としては、名簿規模の縮小に伴う年間名簿使用率の上昇については、改善策を講じる必要はないと考えている。

(10) 次回以降の予定等

次回の懇談会は来年の春頃に開催する予定とし、具体的な日程については追って調整することとされた。